

軍事環境問題  
ワーキングペーパー 1

MILITARY ENVIRONMENTAL PROBLEMS RESEARCH  
WORKING PAPER 1

**自衛隊施設における環境規制  
—水汚染と土壌汚染を中心に—**

**林公則**

**Environmental Regulations on the Japanese Self-Defense Forces  
Water Pollution and Soil Pollution**

**HAYASHI Kiminori**

自衛隊施設における環境規制  
－水汚染と土壌汚染を中心に－

林公則\*

Environmental Regulations on the Japanese Self-Defense Forces  
Water Pollution and Soil Pollution

HAYASHI Kiminori

論文要旨

米国内基地では冷戦終結後から徐々に基地内の水・土壌汚染が明らかにされていった。また、限定的ではあるが、在外米軍基地においても1990年代以降、基地内の環境汚染の実態が明らかにされてきている。にもかかわらず、環境規制のあり方も汚染状況も未だにブラックボックスのままとされているところがある。それが自衛隊施設である。本稿の目的は、日本の情報公開法を活用して防衛省から得た資料と、その資料に基づいて実施した防衛省や岐阜市役所へのヒアリングとから、自衛隊施設における環境規制の現状を明らかにすることである。呉6突移転先地の事例からは、米軍からの要求によって自衛隊が環境調査と汚染除去を実施していたことが判明した。この事例において自衛隊は環境「法」で要求されている以上のことさえ実施していた。日野射撃場の事例からも、自衛隊といえども国内環境法を遵守しなければならないことがわかった。しかし、呉6突移転先地の事例における米軍とは異なり、岐阜市が自衛隊に射撃場の汚染を除去させることができたのは、要請や協議などの市の努力の結果である。環境法上、軍用機騒音の問題も含めて自衛隊施設だからということ例外規定が置かれていることはない。特別扱いを受けていないこともあり、環境省内に自衛隊施設専属の部署は設置されていないし、米国内基地でのような独自のプログラムも基本的に存在していない。自衛隊施設における環境汚染の情報を得ることは難しく、現状では情報公開請求を通じてしか情報を得る方法がない。自衛隊施設の環境汚染の状況は防衛省でさえほとんど把握していないとみられる。自衛隊施設における環境規制のあり方、現在の水・土壌汚染の状況を明らかにすることがなによりもまず求められる。

---

\*都留文科大学非常勤講師

- 1.はじめに
- 2.呉6突移転先地
- 3.日野射撃場
- 4.防衛省の取り組み
- 5.おわりに

## 1.はじめに

冷戦終結前後、東西間の緊張が緩和されていくにつれて、軍事基地の閉鎖・返還ともかかわって基地内の水・土壌汚染が明らかになっていった。特に軍事超大国であった米国の軍事基地では多くの汚染が発見され、それにもなってスーパーファンド法と同様の措置が米国内基地に適用されることとなり、1986年には米国防総省によって実施されていた国防汚染除去プログラム(Defense Environmental Restoration Program)が公式に制度化された(林 2011)。

アジアの米国外基地では、米軍は米国内の環境法も受入国の環境法も遵守する義務がないことになっている。そのため、長い間、米軍は日韓をはじめとする国外基地で深刻な水・土壌汚染を引き起こしてきた。このことが最も深刻な形で現われているのがフィリピンのクラーク元米空軍基地やスービック元米海軍基地である(大島他 2003)。

有害物質による深刻な汚染被害が発覚したこと、環境問題に対する意識が高まったことなどから、米軍は国外基地で環境管理基準を作成するようになった。環境遵守に関する指針及び基準として在日米軍が準拠すべき第一義的な文書である日本環境管理基準(Japan Environmental Governing Standards:JEGS)は1995年に初めて導入され、2010年11月の第8版が最新のものとなっている<sup>1</sup>。JEGSでは、「実際に適用されている米環境法、日本環境法、地位協定とそのほかの国際協定と一致した基準」の達成が目標として掲げられている。JEGSには①策定手続きにおいて日本政府や地方自治体、周辺住民らからの監視が届かないため、環境より軍事が優先される恐れがある、②特定の項目は米国内の基準より緩いため、この点を日本の市民から指摘された場合、外交の阻害要因となる場合がある、③日本の管轄権と競合が起こらない域外軍事活動について、なぜ米国内法ではなくJEGSが適用されるのかについて、説得力のある説明がない、④適用除外の対象が広範である(軍用機の運用や過去の汚染の除去など<sup>2</sup>)、⑤あくまで米軍の内部規定であり、日本の基地周辺住民などに被害が生じた場合であっても、JEGSを根拠として訴訟を提起することはできず、政府間交渉による国際合意によ

---

1 防衛省は2010年版のJEGSにおいて初めて日本語の仮訳を公開した。現在最新のものは2012年版である([http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/2012\\_jegs/index.html](http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/2012_jegs/index.html))。

2 汚染除去は、初期対応における汚染除去と、それ以後の汚染除去とに大別される。初期対応以後の汚染除去には、初期対応を米軍が制度化する以前に引き起こされ放置されたままになっている過去の汚染の除去も含まれる。初期対応における汚染除去に関しては、JEGSが適用される。一方、過去の汚染の除去やJEGSを超える水準の汚染の除去に関しては、米国防総省指示書4715.8と地位協定が主に関係する。過去の汚染除去に関しては、①立入調査の困難さ、②汚染除去水準に関する米軍の強い裁量権、③基地返還後の汚染除去の費用の日本側の全額負担といった問題点が明らかになっている。詳しくは、林(2011)を参照されたい。

り改善を期待することしかできないといった問題点が指摘されているが(永野 2003),米国外基地といえども現在では一定の環境対策が実施されるようになってきている。

地位協定によって在日米軍基地内は基本的には治外法権であるとされていることから,日本側が基地内の水・土壌汚染の状況を把握することは困難であった。この壁を突破させたのが米情報自由法(Freedom of Information Act)で,この制度の活用によって1992年1月に嘉手納基地内でのPCB汚染が明らかにされたり(梅林 1994),2006年8月に横田基地内で1999年9月から2006年5月までの約7年間に90件の漏出事故が横田基地で発生していたことが明らかにされたりしている(林 2007)。

以上でみてきたように,近年では軍事基地といえども一定程度の環境規制を受けざるをえなくなっており,また,治外法権化されている在日米軍基地内であってさえも限定的ではあるが汚染状況が明らかにされてきている。にもかかわらず,環境規制のあり方も汚染状況も未だにブラックボックスのままとされているところがある。それが自衛隊施設である。

本稿では,日本の情報公開法を活用して防衛省から得た資料と,その資料に基づいて実施した防衛省や岐阜市役所へのヒアリングとから<sup>3</sup>,自衛隊施設における環境規制の現状を明らかにすることを目的としている。また,このことが在日米軍基地の環境規制に与える効果について,最後に若干ふれたい。

以下,防衛省から得た情報公開資料に含まれていた呉6突移転先地と日野射撃場の事例をみたくうえで<sup>4</sup>,自衛隊施設における環境規制の全体像を明らかになった範囲で整理した。

## 2. 呉6突移転先地

呉6突移転先地から環境基準以上の鉛(最大で0.33mg/L(溶出量試験))やフッ素(最大で1.4mg/L(溶出量試験))が2002年6月に検出されたというこの事例は,呉係船堀地区の機能の効率化などを図るための施策として同地区に所在していた米陸軍施設(第6突堤)を海上自衛隊警備隊地区に移転しようとした際に,移転先地となる警備隊地区について米軍が環境調査(土壌概況調査)を要求したことから生じた。

実際にどのような汚染除去方法がとられたのかは資料の制約から明らかではないが,公開された資料では,防衛省は今後の対応として「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針運用基準」に沿った措置をとるとしている。具体的には,水質汚濁防止法における政令市であり権限が与えられている呉市

---

3 開示請求の文面は,「アメリカ国内基地ではスーパーファンド法に基づいてDefense Environmental Restoration Program (DERP)という汚染調査,汚染除去が実施されているが,自衛隊の防衛施設における土壌汚染・水質汚染・地下水汚染などの汚染調査に関する文書。また,それらの汚染除去に関する文書。加えて,防衛施設における自衛隊の汚染除去に対する取り組みの内容を示した文書(平成14年度～22年度)」である(請求受付番号2011.9.15-本本A582-①～⑨)。2002年度(平成14年度)以前の資料は,保存期限を過ぎたので廃棄されており,公開できないとのことであった。2011年11月21日に行政文書開示決定がなされた。くわえて,岐阜市役所自然共生部自然環境課へのヒアリングを2012年4月5日に,防衛省大臣官房文書課環境対策室へのヒアリングを2012年4月9日に実施した。

4 これらのほかに朝霞訓練場の事例(2010年9月)が含まれていたが,当該事例は,野外射撃場から河川へ流れ込んでいた排水が水質汚濁防止法に基づく鉛に関する排水基準値を大幅に下回っていたため,大きな問題にはならなかった(2011.9.15-本本A582-⑨(4))。

と調整しながら、同指針に定められた方法によりまず深さ方向の汚染範囲を限定するための詳細調査（ボーリング調査など）を実施し、その結果を踏まえ汚染土壌の除去などを行う方向で調整すると記されている（2011.9.15-本本A582-①(8),(9)）。防衛省によると、土壌調査費用や汚染除去費用は防衛省がすべて負担し施設整備費として支出されたが、要した金額は資料が残っていないため不明とのことだった<sup>5</sup>。

呉6突移転先地の事例は、土壌汚染対策法施行日（2003年2月）以前であったにもかかわらず、米軍からの要求によって自衛隊が環境調査と汚染除去を実施したという特徴がある。「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針運用基準」に沿った措置をとっている点から自衛隊施設でも環境「法」を遵守していることがわかる。そればかりか、自衛隊は、汚染の疑いがある汚染物質だけを調査の対象にするのではなく全項目調査を実施している。この点で「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針運用基準」で要求されている以上のことさえ実施している。

前述のように在日米軍基地では基地内への立入調査がほとんど認められず返還前に汚染状況を把握することが困難である。そして米軍基地が返還され汚染が発見された場合、日米地位協定の規定により、その汚染の除去費用は日本側が全額負担することになっている。一方、米軍は土地の提供を受ける前にそこが元自衛隊施設であっても環境調査を自衛隊に実施させることが可能で、そこで発見された汚染の除去費用を負担することもない。韓国では2003年5月の韓米地位協定の改定で、韓国は返還予定基地内の環境情報や汚染除去方法を米軍と共有し協議することができるようになったことにくわえて、汚染が生じていた場合、米軍が自身の費用負担でその汚染を除去してから韓国に返還することになった。米軍による汚染除去水準が十分でないといった問題などが生じているが日米地位協定よりも進んだ制度になっていることは疑いがない（林・有銘 2010）。日本では未だに米軍にとって都合のよい片務的な関係が維持されている。

### 3.日野射撃場

岐阜市東部に位置し主に陸上自衛隊が使用する施設である日野射撃場で、実弾に含有される鉛による水・土壌汚染が生じた。この事例は自衛隊施設周辺自治体（法律上の政令市である岐阜市）がいくどもわたって自衛隊と交渉し、ついには法律で定められている以上の汚染除去措置を実施させたという点で画期的であった。

日野射撃場の鉛汚染が岐阜市議会で最初に取り上げられたのは2001年12月であるが、これは当時、県内に所在する旧警察学校射撃場や多治見市総合射撃場（民間施設）などで相次いで鉛汚染が問題になったためである。翌年3月に岐阜市は自衛隊に対して土壌調査の実施を要請するとともに、同年5月に市独自で日野射撃場周辺の河川水・河川底の水質調査を実施した。その結果、土壌からは最大で環境基準の1.6倍の鉛（0.016mg/L（溶出量試験））が、河川水からは7.5倍の鉛（0.075mg/L）が検出されることとなった。これらの汚染に対処するために、自衛隊は廃弾回収、排水路清掃、雨水浸透防止のための停弾堤へのシート掛けの更なる徹底にくわえ、沈砂池及び簡易浄水器を設置するとともに、継続的に水質検査を実施することになった。

---

5 情報公開された資料には、「平成15年度概算要求において約4.5億円を計上する方向で調整中」とある。

対策実施後の2002年9月に岐阜市が独自に河川水を調査したところ、日野射撃場からの排水地点で環境基準を超過する鉛汚染(0.066mg/L)が続いていることが明らかになった。岐阜市は直ちに自衛隊に対して対策の強化と詳細な土壌調査の実施を要請した<sup>6</sup>。これに対して自衛隊は、10月の自衛隊独自の調査で環境基準を超過する鉛汚染(0.024mg/L)を検出していたにもかかわらず<sup>7</sup>、詳細な土壌調査を実施する必要はないと回答している。市は立入調査を検討したが、汚染が想定される範囲内に飲料用井戸が存在しないことから日野射撃場は翌年から施行される土壌汚染対策法の調査命令対象外であることが明らかになり、なす術がなかった。市民の安全を守るために正確な汚染状況を把握しておく必要があるとして2003年12月にも市は詳細調査の実施を求めるが、自衛隊の調査で日野射撃場からの排水が環境基準以下になったこともあり、詳細な土壌調査は結局実施されなかった。

日野射撃場の鉛汚染問題が再び動き出すのは、2006年に日野射撃場の覆道化(屋内化)工事計画が提示されて以降である。覆道化には周辺住民への騒音防止と雨水による鉛の溶出防止の側面があった。

2006年1月、岐阜市は覆道式射撃場建設工事の着手に先立って土壌調査を実施するように要請した。これに対し、自衛隊は現状を把握し、射撃場外への鉛の流出防止に万全を期するとの観点から同年8月から土壌調査を実施した。土壌汚染対策法の施行後だったとはいえ、数度にわたって詳細な土壌調査を拒否してきた自衛隊が当時の土壌汚染対策法では調査対象外であった日野射撃場の土壌調査を実施した理由は不明であるが、市民の安全をできるだけ確保しようとするそれまでの岐阜市の姿勢が自衛隊を動かしたことは間違いなさだろう。防衛省の資料では、法律で定められている以上の対応をしていることもあって、「自主的に」土壌調査を実施したと記されている(2011.9.15-本本A582-⑥(8))。ただし、呉6突移転先地では全項目調査が実施されたが、日野射撃場では汚染が疑われる鉛だけを対象とした調査しか実施されなかった。

2006年土壌調査では、停弾部から200m射座までの間及び排水路部分の1万6000m<sup>2</sup>(10m×10mを一区画として全160区画(地表面0~50cmの範囲の深度))を調査範囲とし、その結果、停弾部から100m射座までの間及び排水部分(68区画)において、環境基準を超える鉛汚染(最大で0.82mg/L)が検出された。2007年には土壌汚染の深度調査が実施された。停弾部から100m射座までの間では深さ1.25mまでで、排水路部では水路底部からの深さ3.25mまでで、また着弾部の盛土部分のほぼすべてで環境基準を超える汚染が確認された。汚染除去が必要な土量は最終的には約2万m<sup>3</sup>にのぼった。ただし、射撃場外への排水は環境基準に適合していた。土壌調査は土壌汚染対策法に沿って実施されたが、くわえて岐阜市独自の手続きも自衛隊は取り入れた。たとえば、深度調査では0.25mごとに底部の汚染を調べていき汚染の深度を確定させるのであるが、岐阜市の場合にはその際に必ず側面部の汚染も調べる。この点については、自衛隊は地元自治体と相談した上で、土壌汚染対策法で

6 要請書において、市は①概況調査により汚染の判明した地点の詳細調査を実施する、②現在、設置してある沈砂池及び簡易濾過装置について、雨水に対する許容量を明示し、かつ水質検査を実施する、③これまでどおり、地元住民に対し、調査結果を公表するなど汚染に関するリスクコミュニケーションを図ることを求めた。

7 防衛省独自の水質検査実施要綱に基づいているもので(本稿3節を参照されたい)、この年に初めて実施されたとみられる。それ以前は、鉛汚染が発生していたとしても自衛隊は把握していなかったか、把握していたとしても岐阜市に知らせていなかった。

は定められていないことについても要請に応じて実施している。

土壌調査終了後、それらの結果を基にして汚染除去方法と当該経費についての検討がなされた。汚染除去方法についての検討において、岐阜市は自衛隊に具体的な方法を要請することができたが、市民の安全を確保さえできればよいので日野射撃場の鉛汚染が地下水などを通じて施設外に流出しない方法であれば構わないとだけ伝えた。土壌汚染対策法は汚染物質によって健康被害が生じるリスクを除去することを第一の目的としているため、人への曝露経路を遮断する方法であれば、費用が低くて済む立入禁止、舗装・盛土、現地封じ込めなどの方法を選択することが可能である。にもかかわらず、自衛隊はゼロリスク処理ではあるが多額の費用を要する掘削除去を選択した。岐阜市側の要請がなかったにもかかわらず自衛隊が掘削除去を選択した理由は不明だが、この点は評価されてよいだろう。

掘削除去は2010年4月から開始され、2012年2月末に終了した。防衛省によると汚染除去費用は約11億円であり、防衛省が施設整備費として全額支出した。

日野射撃場の事例からわかるのは、自衛隊といえども国内環境法を遵守しなければならない、また地元自治体と協議した上で、周辺住民の安全を第一に考えなければならないということである。この点で、自衛隊は岐阜市の要請を受け入れ土壌汚染対策法の規定を超えた措置さえ実施している。しかし、呉6突移転先地の事例における米軍とは異なり、岐阜市が自衛隊に射撃場の汚染を除去させることができたのは、2002年以降続けられた要請や協議などの努力の結果である。2002年当時には土壌汚染対策法が成立していないこともあり、自衛隊に対して汚染対策を求めることがきわめて困難であった。岐阜市でのヒアリングによると、汚染が発生していたとしても法的根拠がなければ対応する必要がないという雰囲気は自衛隊にはあったという。頼る法律がない中で岐阜市は市民を守るという姿勢を一貫してとり続け、自衛隊に法律以上の対応をとらせたのである。

#### 4.防衛省の取り組み

呉6突移転先地と日野射撃場の事例から明らかなように、自衛隊は自衛隊施設内での水・土壌汚染に関する国内環境法に従っているし、場合によっては環境法の規定を超えた環境政策を個別対応で実施することがある。環境法上、軍用機騒音の問題も含めて自衛隊施設だからということで例外規定が置かれていることはない。特別扱いを受けていないこともあり、環境省内に自衛隊施設専属の部署は設置されていない<sup>8</sup>、米国内基地でのような独自のプログラムも基本的に存在していない。

ただし、2002年8月から実施されている「射撃場からの排水の水質検査について」(官施第6729号)においてのみ、防衛省独自の水質検査実施要綱が作成されている。要綱の目的は、「射撃場から雨水等排水により流出する鉛成分が、環境基準を満足しているのか否かの確認を含む鉛成分の流出量等の状況把握を行うことにより、以って環境保全の観点から射撃場の適切な管理に資すること」とされている(2011.9.15-本本A582-①(1))。防衛省によると、当時全国的に問題になり始めていた一般のライフル射撃場での鉛汚染をきっかけとして、水質検査実施要綱作成以前の2000年から主に自衛隊施設境界部で年に2回ほど水質検査を実施していたとのことである。2007年3月に環境省が「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」を作成するが、その4年半も前に防衛省は独自のプログラムをもつ

---

8 在日米軍に係る環境問題については、環境省水・大気環境局が担当している。

ていたことになる。防衛省が環境省に先駆けて独自のプログラムを実施していた詳細な理由は不明だが、時期を考慮すると日野射撃場の事例が少なからず影響しているのではなかろうか。

水質検査は射撃場を有する駐屯地ごとに実施され、陸・海・空の各幕僚で結果を集約したのち、防衛省大臣官房文書課環境対策室へ報告する。検査結果が環境基準を超えた場合には、検査回数の増加や地元自治体への通知などの必要な措置を講ずることになっている。

自衛隊施設への立入調査は、法律上で認められてさえいれば可能である。水質汚濁防止法に規定する特定施設（し尿処理施設など）が自衛隊施設内にあれば、その施設を対象とした立入調査が可能であるし、土壤汚染対策法の調査対象地とされていれば自衛隊施設内でも立入調査が可能である。2010年4月に土壤汚染対策法が改正されたが、これによって3000m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更の際に土壤汚染のおそれがある場合には、都道府県知事（または政令市長）によって土壤汚染の調査命令が出せるようになった。自衛隊施設内の水・土壤汚染はこれまでほとんど明らかになってこなかったが、改正土壤汚染対策法を活用すれば、周辺自治体は汚染状況を格段に把握できるようになる。防衛省によると、すでに実際に改正土壤汚染対策法に則って立入調査が実施された事例があるという。2010年10月、北海道旭川市の陸上自衛隊近文台燃料支所において燃料地下タンクの整備が必要となった。3000m<sup>2</sup>以上の土地の掘削が必要であったので市に連絡したところ、汚染のおそれがあるとして調査を命令された。結局汚染は発見されなかったようであるが、今後増加していくであろう同様の事例を通じて自衛隊施設の汚染が少しずつ明らかになっていくはずである。

防衛省内には自衛隊施設の環境規制を統括している部署は存在しない。呉6突移転先地のような土壤汚染に関しては防衛省経理装備局施設整備課が、上記の射撃場からの排水による鉛汚染については環境対策室が対応する。水汚染でも環境対策室が情報をもっているのは射撃場からの排水による鉛汚染だけで、たとえば自衛隊施設内に存在する水質汚濁防止法に規定する特定施設では自衛隊施設外と同様に水質検査を実施しなければならないとのことであるが、結果の管理は各駐屯地や各幕僚に任せられており、環境対策室はそれらの情報をもっていないとのことであった<sup>9</sup>。

射撃場からの排水による鉛汚染の水質検査の結果は資料としてまとめられているが、その資料を閲覧できる場所はなく一般への公開もしていない。現状では情報公開請求を通じてしか情報を得る方法がない。

## 5. おわりに

本稿を終えるにあたって、自衛隊施設における環境規制で評価できる面とできない面を指摘したうえで、在日米軍基地の環境規制を考える上で重要だと思われる点について言及する。

呉6突移転先地と日野射撃場の二つの事例からわかるように、環境基準を超える水汚染や土壤汚染が発覚した場合、自衛隊は通知の後に地元（政令市もしくは都道府県）と協議を重ねながら詳細な土壤調査を実施し、汚染除去方法などを決定する。このとき自衛隊は土壤汚染対策法をはじめとする国

9 今回の情報公開請求は防衛省に対して実施したのであるが、本省内の資料の公開請求ということで扱われてしまったそうである。このため、本省の施設整備課や環境対策室が有していない各駐屯地や各幕僚レベルの資料は請求の対象となっていない。各駐屯地や各幕僚に対して改めて情報公開を請求すれば、各事例についてのより詳細な資料や今回明らかにならなかった資料が出てくる可能性がある。

内環境法を遵守しなければならず、また、交渉次第では法律を超える措置を実施することがある。今回の事例の検討を通じて、自衛隊施設周辺自治体は法律に則った範囲であれば、自衛隊に環境規制を遠慮なく要求できることが明らかになった。

とはいえ、自衛隊が水・汚染土壌に対してどのように対処するのかが必ずしも明確ではない段階で法律を超える措置を実施させたのは岐阜市の努力であり、自衛隊は基本的に消極的な姿勢だったという。

上記のように2010年4月に土壤汚染対策法が改正された。今後は自衛隊施設外になんらかの汚染が流出していなかったとしても、3000m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更を施設内で実施する際には調査命令対象地となってしまうのであるから、消極的な姿勢をとり続けるよりは防衛省として水・土壌汚染にどのように取り組んでいくのかを明確にすべきである。米軍基地の状況を見る限りでは自衛隊施設でも過去から蓄積されてきた水・土壌汚染が予想されるのであるから、現在どのような状況であるのかを自主的に調べることも必要であろう。現在、自衛隊施設の環境汚染の状況は防衛省でさえほとんど把握していないとみられる。対策を進めていくためにはまず汚染状況の全体像を把握する必要があるし、汚染に関する文書も保存期限が切れたということで廃棄するのではなく、体系的に保存しておく必要がある。このことによって施設境界部で汚染が発見された際にすばやく対処できるし、施設を民生転換する際にも役立つ。

防衛省の消極的な態度の一つに、水・土壌汚染に関する情報の非公開性がある。今回の情報公開請求と防衛省へのヒアリングとによって本稿でこれまでみてきた点が明らかになったが、これまではまったくといっていいほど、水・土壌汚染に関する情報を防衛省は公開してこなかった。水質検査実施要綱が作成された2002年以降、自衛隊施設境界部で鉛汚染が環境基準を超えた場合に、関係自治体に汚染情報が通知されるようになったことが唯一の例外である。しかし、情報を防衛省が独占して公開していない以上、自衛隊から関係自治体に適切な情報が速やかに通知されるかは防衛省の裁量次第である。今回公開された資料は、国家安全保障を考慮に入れたとしても非公開にする必要がないとされているのであり、よほどのことがない限りは、水・土壌汚染に関する情報は公開しても差しつかえないのである。防衛省全体の傾向なのかかもしれないが、非公開の必要性がないものまで公開しないままでおくのは止め、米国内基地でのやり方にならって、防衛省が有している水・土壌汚染に関する情報を防衛白書やインターネット上で基本的にすべて閲覧できるようにすることが望まれる。

環境規制の状況を在日米軍基地と自衛隊施設とで比べてみると明らかな違いがある。自衛隊施設では在日米軍基地と異なり、国内環境法が適用されるし、立入調査も可能であるし、汚染者負担原則も徹底されている。防衛省でのヒアリングで自衛隊施設にも民間施設と同じように環境法が適用されることについて質問した際に、「自衛隊施設でも民間施設でも被害は変わらないから」という旨の返事があった。この論理で言うと、「自衛隊施設でも米軍施設でも被害は変わらない」ということもできる。そうであるならば、韓国と比べても遅れている地位協定を改定することなどを通じて、国内環境法の適用、立入調査の実現、汚染者負担原則の徹底を求めていくべきである。

これまでは在日米軍基地における環境規制を要求する場合でも、米国内基地と比較したり、韓国など他の在外米軍基地と比較したりするしかなかった。というのは、日本国内において自衛隊施設における環境規制の実態が不明だったからである。しかし、これからは日本国内での実態を示した上で、自衛

隊と同じことを実施してほしいと在日米軍に要求していくことが可能になる。在日米軍基地の環境規制を改善していくためにも、自衛隊施設における環境規制のあり方、現在の水・土壌汚染の状況を明らかにすることがなによりもまず求められる。

#### 参考文献

- 2011年11月21日に行政開示決定がなされた情報公開文書(2011.9.15-本本A582-①～⑨)。
- 林公則(2007)「基地汚染の被害,原因,責任論 -横田基地を事例に-」一橋大学大学院経済学研究科ディスカッションペーパーNo.2007-3,pp.1-17.
- 林公則(2011)『軍事環境問題の政治経済学』日本経済評論社.
- 林公則・有銘佑理(2010)「地位協定の環境条項をめぐる韓米の動き」『環境と公害』第40巻第1号, pp.64-70.
- 永野秀雄(2003)「軍と環境法」『人間環境論集』(法政大学人間環境学会),6月(大学院特集号), pp.83-120.
- 大島堅一・除本理史・谷洋一・千日景娥・林公則・羅星仁(2003)「軍事活動と環境問題:『平和と環境保全の世紀』をめざして」日本環境会議・「アジア環境白書」編集委員会編『アジア環境白書2003/04』東洋経済新報社,pp.17-52.
- 梅林宏道(1994)『情報公開法でとらえた沖縄の米軍』高文研.

2013年10月1日発行

著者 林公則

発行 京都大学 人文科学研究所  
京都市左京区吉田本町